

第10号議案

平成27年度京都府港湾事業特別会計予算

平成27年度京都府港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,631,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(府債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表府債」による。

平成27年2月13日提出

京都府知事 山田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		231,427 ^{千円}
	1 使 用 料	231,427
2 財 産 収 入		17,670
	1 財 産 運 用 収 入	17,670

款	項	金額
3 繰入金		736,401 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	736,401
4 府債		646,000
	1 府債	646,000
歳入合計		1,631,498

歳出

款	項	金額
1 港湾事業費		1,631,498 ^{千円}
	1 港湾管理費	147,463
	2 港湾整備費	463,265
	3 公債費	1,020,770
歳出合計		1,631,498

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
平成27年度港湾事業費	平成27年度から平成28年度まで	700,000 ^{千円}

第3表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 646,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	% 年10.0以内	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。